

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく
一般事業主行動計画について、以下のとおり公表いたします。

社会医療法人社団光仁会 行動計画

平成31年1月11日策定

職員が仕事と生活の両立が出来る環境作りを目指し、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年2月1日 ～ 平成36年1月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：産前産後休業や育児休業、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

対策

- 平成31年 2月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 8月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

対策

- 平成32年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成32年 7月～ 研修内容の検討
- 平成33年度～ 研修の実施

目標3：平成35年3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間11時間未満とする。

対策

- 平成31年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成31年 10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年4回実施
- 平成31年 10月～ 院内ネット等による職員への周知
- 平成32年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施